

競 争 入 札 公 告

一般競争入札を実施するので、福井県財務規則(昭和 39 年福井県財務規則第 11 号)第 148 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 9 日

福井県立歴史博物館 館長 阪口 浩実

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称および数量
幾久公園維持管理業務委託 一式
- (2) 業務内容・仕様書等
入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
- (3) 契約期間
令和 3 年 4 月 1 日(木)から 令和 4 年 3 月 31 日(木)まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則(昭和 39 年福井県財務規則第 11 号)第 146 条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格(物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等(昭和 42 年 1 月 24 日福井県告示第 27 号)により福井県競争入札参加者名簿に登載されたものに限る)を有する者で、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て、および民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがされていない者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または供与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) この入札に併せて行われる入札参加資格審査により、この入札に関する業務を遂行するための次の要件をみたすものであること。

ア 福井県内に本店、支店、営業所または事業所があること。

イ 過去 10 年以内において、幾久公園の維持管理業務委託の契約締結、または、3ha 以上の公園その他緑地等における次の(ア)、(イ)および(ウ)の業務にかかる 1 年以上の受託契

約締結があり、当該契約に基づく業務を適正かつ確実に履行した実績があること。

(ア)樹木管理……剪定、病虫害防除、雪吊・雪吊外し等

(イ)芝生管理……芝刈、施肥、灌水、除草剤散布等

(ウ)清掃管理……園地清掃(落葉、落枝等のはき取り・処分等)

ウ 現場責任者は一級造園施工管理技士とし、除草剤(農薬)散布に当たっては農薬管理指導士等の有資格者を配置できること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒910-0016

福井県福井市大宮2丁目19-15

福井県立歴史博物館 利用サービス室

電話 0776-22-4675

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあつては、入札説明書別紙様式3)に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和3年3月9日(火)9時から令和3年3月12日(金)17時まで

(2) 提出先

〒910-0016

福井県福井市大宮2丁目19-15

福井県立歴史博物館 利用サービス室

(3) 提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。入札参加資格確認申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された

代表者の名義で取得し、その IC カード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録した
ものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期間必着とする。）

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムを使用して送信する。（紙入札によりこの入札に参加しようとする場合を除く。）

（提出期間）

令和 3 年 3 月 23 日(火)8 時 30 分から 17 時

令和 3 年 3 月 24 日(水)8 時 30 分から 16 時

(2) 紙入札により入札書の提出を希望する場合の提出期間等

ア 提出期間

6(1)と同様とする。

イ 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便し、提出期間必着とする。）。

ウ 提出場所

〒910-0016

福井県福井市大宮 2 丁目 19-15

福井県立歴史博物館利用サービス室

(3) 開札日時および場所

令和 3 年 3 月 25 日(木) 9 時 50 分

福井県立歴史博物館 利用サービス室

7 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額を加算した金額(加算後の金額に 1 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

有効な入札を行った者のうち、この入札に係る業務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

なお、当該競争入札の落札者決定の効果は、令和 3 年度当初予算発効時において生じる。

9 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

(2) 入札の無効

福井県財務規則第 151 条の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成 22 年福井県条例第 31 号)第 5 条第 2 項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員との密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので、注意すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。